

療養費(はり・きゅう、あんま・マッサージ)支給申請に係る注意事項

* 申請する際は、以下の点に注意してください。

NO	確認項目	注意点
1	保険者番号(市町村ごとに番号が異なります。)被保険者番号・負担区分(1割又は3割)について記入誤りや記入漏れはありませんか。	記入誤りや記入漏れ等があった場合、支払いに支障をきたすため返戻する場合があります。月の初回施術の際に、保険証を確認してください。 また、負担区分は修正申告等により、年度途中で変更となる場合があります、それに伴う新しい保険証は月の中頃の発行となりますので、申請書作成の際はご注意ください。
2	施術月と施術期間の整合性はとれていますか。	施術月と施術期間の不一致及び施術日の誤り(施術終了日が11月31日など存在しない日になっている等)がありますのでご注意ください。
3	初療年月日は記入されていますか。	初療年月日は、審査上重要な項目なので必ず記入してください。
4	実日数、施術日欄の日数及び施術回数等について整合性はとれていますか。	それぞれの日数(回数)が異なっている等、整合性がとれていない場合は返戻となりますので、十分確認したうえで記入をしてください。
5	施術料及び往療料の積み上げ(縦横計算)に誤りはありませんか。	金額に誤りがあった場合は、返戻となりますので十分精査のうえ記入してください。
6	施術証明欄、申請欄、委任欄、代理人欄等に記入・捺印が正しくされていますか。	記入誤り及び捺印漏れ等があった場合、返戻となりますので十分確認したうえで記入してください。 また、申請については、本人申請となっていますので、必ず本人名義で申請してください。(成年後見人等の場合は、証明する書類の写しを必ず添付してください。)
7	被保険者の記入欄(被保険者、申請、委任に係る欄)について、訂正がある場合、被保険者名義の訂正印を使用していますか。	被保険者の記入欄(被保険者、申請、委任に係る欄)について、訂正がある場合、被保険者名義の印にて訂正してください。
8	申請先が「富山県後期高齢者医療広域連合長」以外で記入されていませんか。例:〇〇市長など	申請先は必ず「富山県後期高齢者医療広域連合長」と記入してください。
9	施術月(期間)と同意日の整合性はとれていますか。	申請書の同意年月日欄は、必ずその月施術を行うための根拠となる同意日を記入してください。 (例)前回9月25日に再同意を得ており、12月施術分の申請書を提出する場合は既に12月21日に再度同意を得ていた場合についても、同意年月日欄は9月25日と記入してください。(1月以降の申請書には、同意年月日を12月21日と記入してください。)
10	申請日と施術証明欄及び委任日の日付の整合性はとれていますか。	申請日等は、必ず施術証明日の日付と同日又はそれ以降で申請月内で記入してください。
11	往療料について、按分をされていませんか。	往療により同一家屋内で複数の患者が施術を受けている場合、往療料については必ず一人のみに対して算定することになっています。その際、他の被保険者については、申請書の摘要欄に往療料を算定した方の氏名を必ず記載してください。
12	往療料の算定距離に誤りはありませんか。	往療距離を算定する場合、必ず施術所又は先順位の患家の住所を起点として、往療先の患家まで直線距離を計算し、距離の短い方で算定してください。
13	往療料が算定されているが、往療料内訳書は添付されていますか。	往療距離について、誤りが多く見受けられます。算定距離及び算定金額について、誤りがあった場合には返戻となりますので、必ず往療内訳書を添付してください。
14	変形徒手矯正術における同意書の有効期限は過ぎていませんか。	変形徒手矯正術の有効期間は、初療の日から起算して1カ月であるため、1カ月毎に同意書が必要となります。
15	同一傷病について、医療(調剤処方等も含む)との併用はされていませんか。(はり・きゅう施術の場合)	同一傷病について、痛み止めや湿布薬等が医療機関から処方されている場合は支給の対象となりません。(ただし、診察・検査及び療養費同意書交付の場合は対象となります。)
16	往療料が算定されているが、摘要欄に往療した理由は記入されていますか。(はり・きゅう施術の場合)	往療料を算定した場合、摘要欄に往療を行った理由を詳細に(歩行困難となっている原因や日常生活の様子等)を記入してください。